

○津市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例

平成27年12月18日条例第40号

改正

平成29年3月28日条例第3号

令和元年7月4日条例第1号

令和3年10月20日条例第26号

令和6年3月21日条例第5号

令和6年3月21日条例第10号

令和6年9月26日条例第33号

令和7年3月25日条例第2号

津市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「法」という。)第9条第2項の規定に基づく個人番号の利用及び法第19条第11号の規定に基づく特定個人情報の提供に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 個人番号 法第2条第5項に規定する個人番号をいう。
- (2) 特定個人情報 法第2条第9項に規定する特定個人情報をいう。
- (3) 特定個人番号利用事務 法第19条第8号に規定する特定個人番号利用事務をいう。
- (4) 情報提供ネットワークシステム 法第2条第15項に規定する情報提供ネットワークシステムをいう。
- (5) 個人番号利用事務実施者 法第2条第13項に規定する個人番号利用事務実施者をいう。
- (6) 利用特定個人情報 法第19条第8号に規定する利用特定個人情報をいう。

(本市の責務)

第3条 本市は、個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関し、その適正な取扱いを確保するために必要な措置を講ずるとともに、国との連携を図りながら、自主的かつ主体的に、地域の特性に応じた施策を実施するものとする。

(個人番号の利用範囲)

第4条 法第9条第2項の条例で定める事務は、別表第1の左欄に掲げる機関が行う同表の右欄に掲げる事務、別表第2の左欄に掲げる機関が行う同表の中欄に掲げる事務及び市長又は教育委員会が行う特定個人番号利用事務とする。

2 別表第2の左欄に掲げる機関は、同表の中欄に掲げる事務を処理するために必要な限度で、同表の右欄に掲げる特定個人情報であって当該機関が保有するものを利用することができる。ただし、法の規定により、情報提供ネットワークシステムを使用して他の個人番号利用事務実施者から当該特定個人情報の提供を受けることができる場合は、この限りでない。

3 市長又は教育委員会は、特定個人番号利用事務を処理するために必要な限度で、利用特定個人情報であって自らが保有するものを利用することができる。ただし、法の規定により、情報提供ネットワークシステムを使用して他の個人番号利用事務実施者から当該利用特定個人情報の提供を受けることができる場合は、この限りでない。

4 第2項の規定による特定個人情報の利用ができる場合において、他の条例、規則その他の規程の規定により当該特定個人情報と同一の内容の情報を含む書面の提出が義務付けられているときは、当該書面の提出があったものとみなす。

(特定個人情報の提供)

第5条 法第19条第11号の規定に基づき特定個人情報を提供することができる場合は、別表第3の第1欄に掲げる機関が、同表の第3欄に掲げる機関に対し、同表の第2欄に掲げる事務を処理するために必要な同表の第4欄に掲げる特定個人情報の提供を求めた場合において、同表の第3欄に掲げる機関が当該特定個人情報を提供するときとする。

2 前項の規定による特定個人情報の提供があった場合において、他の条例、規則その他の規程の規定により当該特定個人情報と同一の内容の情報を含む書面の提出が義務付けられているときは、当該書面の提出があったものとみなす。

(委任)

第6条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成28年1月1日から施行する。

附 則（平成29年3月28日条例第3号）

この条例は、平成29年5月30日から施行する。

附 則（令和元年7月4日条例第1号）

この条例は、令和元年10月1日から施行する。ただし、第4条の規定は、公布の日から施行する。

附 則（令和3年10月20日条例第26号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（令和6年3月21日条例第5号）

この条例は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律（令和5年法律第48号）の施行の日から施行する。ただし、別表第1及び別表第2の改正規定は、令和6年4月1日から施行する。

附 則（令和6年3月21日条例第10号抄）

（施行期日）

1 この条例は、令和6年9月1日から施行する。

附 則（令和6年9月26日条例第33号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（令和7年3月25日条例第2号）

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

別表第1（第4条関係）

機関	事務
1 市長	生活に困窮する外国人に対する生活保護法（昭和25年法律第144号）に準じて行う保護の決定及び実施、就労自立給付金若しくは進学・就職準備給付金の支給、被保護者健康管理支援事業の実施、保護に要する費用の返還又は徴収金の徴収に関する事務であって規則で定めるもの
2 市長	津市福祉医療費等の助成に関する条例（平成18年津市条例第104号）による障害者の医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの
3 市長	津市福祉医療費等の助成に関する条例による一人親家庭等の母又は父及び児童の医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの
4 市長	津市福祉医療費等の助成に関する条例による子どもの医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの
5 市長	津市福祉医療費等の助成に関する条例による妊娠婦の医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの
6 市長	津市福祉医療費等の助成に関する条例による精神障害者の医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの

	する事務であって規則で定めるもの
7 市長	児童福祉法（昭和22年法律第164号）による乳児家庭全戸訪問事業の実施に関する事務であって規則で定めるもの
8 市長	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）による結核に係る健康診断に関する事務であって規則で定めるもの
9 市長	健康増進法（平成14年法律第103号）に準じて行うがん検診に関する事務であって規則で定めるもの
10 市長	健康増進法に準じて行う健康診査に関する事務であって規則で定めるもの
11 市長	高齢者肺炎球菌ワクチン予防接種費用助成事業に関する事務であって規則で定めるもの
12 市長	妊娠・出産包括支援事業に関する事務であって規則で定めるもの

別表第2（第4条関係）

機関	事務	特定個人情報
1 市長	児童福祉法による障害児通所給付費、特例障害児通所給付費若しくは高額障害児通所給付費の支給又は障害福祉サービスの提供に関する事務であって規則で定めるもの	生活に困窮する外国人に対する生活保護法に準じて行う保護の実施又は就労自立給付金若しくは進学・就職準備給付金の支給に関する情報（以下「外国人生活保護関係情報」という。）であって規則で定めるもの
2 市長	身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）による障害福祉サービス、障害者支援施設等への入所等の措置又は費用の徴収に関する事務であって規則で定めるもの	外国人生活保護関係情報であって規則で定めるもの
3 市長	生活保護法による保護の決定及び実施、保護に要する費用の返還又は徴収金の徴収に関する事務であって規則で定めるもの	公営住宅法（昭和26年法律第193号）による公営住宅（同法第2条第2号に規定する公営住宅をいう。以下同じ。）若しくは住宅地区改良法（昭和35年法律第84号）による改良住宅（同法第2条第6項に規定する改良住宅をいう。以下同じ。）の管理に関するもの

		る情報又は外国人生活保護関係情報であつて規則で定めるもの
4 市長	地方税法（昭和25年法律第226号） その他の地方税に関する法律及び これらの法律に基づく条例又は森 林環境税及び森林環境譲与税に關 する法律（平成31年法律第3号） による地方税又は森林環境税の賦 課徴収に関する事務であつて規則 で定めるもの	生活保護法による保護の実施若しくは就労 自立給付金若しくは進学・就職準備給付金 の支給に関する情報（以下「生活保護関係 情報」という。）、国民健康保険法（昭和 33年法律第192号）若しくは高齢者の医療の 確保に関する法律（昭和57年法律第80号） による医療に関する給付の支給若しくは保 険料の徴収に関する情報（以下「医療保険 給付関係情報」という。）、介護保険法（平 成9年法律第123号）による保険給付の支 給、地域支援事業の実施若しくは保険料の 徴収に関する情報（以下「介護保険給付等 関係情報」という。）又は外国人生活保護 関係情報であつて規則で定めるもの
5 市長	公営住宅法による公営住宅の管理 に関する事務であつて規則で定め るもの	外国人生活保護関係情報であつて規則で定 めるもの
6 市長	国民健康保険法による保険給付の 支給又は保険料の徴収に関する事 務であつて規則で定めるもの	生活保護関係情報又は外国人生活保護関係 情報であつて規則で定めるもの
7 市長	国民年金法（昭和34年法律第141 号）による保険料の免除又は保険 料の納付に関する処分に関する事 務であつて規則で定めるもの	外国人生活保護関係情報であつて規則で定 めるもの
8 市長	知的障害者福祉法（昭和35年法律 第37号）による障害福祉サービス、 障害者支援施設等への入所等の措	外国人生活保護関係情報であつて規則で定 めるもの

	置又は費用の徴収に関する事務であって規則で定めるもの	
9 市長	住宅地区改良法による改良住宅の管理若しくは家賃若しくは敷金の決定若しくは変更又は収入超過者に対する措置に関する事務であつて規則で定めるもの	外国人生活保護関係情報であって規則で定めるもの
10 市長	老人福祉法（昭和38年法律第133号）による福祉の措置又は費用の徴収に関する事務であつて規則で定めるもの	外国人生活保護関係情報であって規則で定めるもの
11 市長	母子保健法（昭和40年法律第141号）による費用の徴収に関する事務であつて規則で定めるもの	外国人生活保護関係情報であつて規則で定めるもの
12 市長	高齢者の医療の確保に関する法律による保険料の徴収に関する事務であつて規則で定めるもの	生活保護関係情報又は外国人生活保護関係情報であつて規則で定めるもの
13 市長	中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）による支援給付又は配偶者支援金の支給に関する事務であつて規則で定めるもの	外国人生活保護関係情報であつて規則で定めるもの
14 市長	介護保険法による保険給付の支給、地域支援事業の実施又は保険料の徴収に関する事務であつて規則で定めるもの	外国人生活保護関係情報であつて規則で定めるもの
15 市長	障害者の日常生活及び社会生活を	外国人生活保護関係情報であつて規則で定

	総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）による自立支援給付の支給又は地域生活支援事業の実施に関する事務であって規則で定めるもの	めるもの
16 市長	子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）による子どものための教育・保育給付若しくは子育てのための施設等利用給付の支給又は地域子ども・子育て支援事業の実施に関する事務であって規則で定めるもの	外国人生活保護関係情報であって規則で定めるもの
17 市長	生活に困窮する外国人に対する生活保護法に準じて行う保護の決定及び実施、就労自立給付金若しくは進学・就職準備給付金の支給、被保護者健康管理支援事業の実施、保護に要する費用の返還又は徴収金の徴収に関する事務であつて規則で定めるもの	生活保護関係情報、地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報（以下「地方税関係情報」という。）、公営住宅法による公営住宅の管理に関する情報、医療保険給付関係情報、住宅地区改良法による改良住宅の管理に関する情報、児童扶養手当法（昭和36年法律第238号）による児童扶養手当の支給に関する情報（以下「児童扶養手当関係情報」という。）、特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭和39年法律第134号）による特別児童扶養手当の支給に関する情報、同法による障害児福祉手当若しくは特別障害者手当若しくは国民年金法等の一部を改正する法律（昭和60年法律第34号）附則第97条第1項の福祉手当の支給に関する

		情報、母子保健法による養育医療の給付若しくは養育医療に要する費用の支給に関する情報、児童手当法（昭和46年法律第73号）による児童手当若しくは特例給付（同法附則第2条第1項に規定する給付をいう。）の支給に関する情報（以下「児童手当関係情報」という。）、介護保険給付等関係情報、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給に関する情報又は健康増進法による健康増進事業の実施に関する情報であつて規則で定めるもの
18 市長	津市福祉医療費等の助成に関する条例による障害者の医療費の助成に関する事務であつて規則で定めるもの	生活保護関係情報、地方税関係情報、医療保険給付関係情報又は外国人生活保護関係情報であつて規則で定めるもの
19 市長	津市福祉医療費等の助成に関する条例による一人親家庭等の母又は父及び児童の医療費の助成に関する事務であつて規則で定めるもの	生活保護関係情報、地方税関係情報、医療保険給付関係情報、児童扶養手当関係情報又は外国人生活保護関係情報であつて規則で定めるもの
20 市長	津市福祉医療費等の助成に関する条例による子どもの医療費の助成に関する事務であつて規則で定めるもの	生活保護関係情報、地方税関係情報、医療保険給付関係情報、児童手当関係情報又は外国人生活保護関係情報であつて規則で定めるもの
21 市長	津市福祉医療費等の助成に関する条例による妊産婦の医療費の助成に関する事務であつて規則で定めるもの	生活保護関係情報、地方税関係情報、医療保険給付関係情報又は外国人生活保護関係情報であつて規則で定めるもの
22 市長	津市福祉医療費等の助成に関する	生活保護関係情報、地方税関係情報、医療

	条例による精神障害者の医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの	保険給付関係情報又は外国人生活保護関係情報であって規則で定めるもの
--	-------------------------------------	-----------------------------------

別表第3（第5条関係）

情報照会機関	事務	情報提供機関	特定個人情報
教育委員会	子ども・子育て支援法による 子どものための教育・保育給付若しくは子育てのための施設等利用給付の支給又は地域子ども・子育て支援事業の実施に関する事務であつて規則で定めるもの	市長	地方税関係情報であって規則で定めるもの